

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4第4項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定基地局開設計画

- 1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別
- 2 特定基地局の開設を必要とする理由
 - (1) 提供する電気通信役務の種類(注1)
 - (2) 開設しようとする特定基地局の内容
 - ア 無線局の種別
 - イ 発射を予定している電波の型式
 - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力
 - エ 伝送情報の具体的内容(注1)
 - (3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠(注1)
- 3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(注2)
- 4 希望する周波数の範囲(注3)
- 5 接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの(注1)(注4)
- 6 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期(注5)
- 7 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの(注6)
 - (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容
 - (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- 8 特定基地局開設料の額(注1)
- 9 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項(注1)(注7)
- 10 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法(注8)(注9)
- 11 事業計画及び事業収支見積り(注8)(注10)
- 12 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 13 高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期(注1)
- 14 その他事項
 - (1) 運用開始の予定期日(注11)

- (2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法(注12)
- (3) 無線従事者の配置方針
 - ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数(注13)
 - イ 将来的な無線従事者の確保の方法
- (4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項(注14)